

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

三重厚生年金 事案 1419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)の回答では、A社での厚生年金保険の資格喪失日が平成3年4月30日となっているが、同日は退職日であり、資格喪失日は同年5月1日のはずである。同社を退職するに当たって、社長とも喪失日について申し合わせをしていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、平成2年9月10日資格取得、3年4月30日離職となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社において、月初めに資格喪失している7人の同僚の雇用保険の離職日について調査したところ、2人の離職日が前月末日となっていることが確認できることから、同社では月末まで勤務していた者について、翌月1日に資格喪失する取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年3月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の代表取締役は既に他界しており、ほかの役員は連絡がとれないため、確認することはできないが、事業主が資格喪失日を平成3年5月1日として届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和58年4月1日からA社に勤務していたが、63年4月1日より同社から分割したB社に転出した。A社が資格喪失日を同年3月31日と届け出たため、1か月間の期間が空白になった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除に係る事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、申立人の資格喪失日を昭和63年3月31日として社会保険事務所に届け出たことが確認できるところ、当該事業所の事務担当者は「申立人の資格喪失について、4月1日とすべきところ誤って3月31日として届け出たものと思われ、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していない。」と供述していることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1421

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成11年1月から同年12月までを24万円、12年1月及び同年2月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月6日から12年3月1日まで

A社に入社当初、日給1万5,000円で契約し、退社するまで給与は変わらなかった。しかし、平成11年度の源泉徴収票を確認すると、社会保険料の金額が標準報酬月額に見合う保険料より高額となっているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成11年分給与所得の源泉徴収票及びB市役所が保管する12年分の給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料額から、11年1月から同年12月までは24万円、12年1月及び同年2月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票及び給与支払報告書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期

間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票及び給与支払報告書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社とB社はC社の子会社である。私は、A社を退社し、1日の空白も無くB社に入社したので、加入記録はつながっているはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録及びA社の同僚の供述から、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の庶務及び人事担当者は、「A社では、厚生年金保険の資格喪失日を雇用保険の離職日と同日にすることがあった。厚生年金保険の資格喪失日を11月1日にすると、11月分の保険料を徴収しないといけなかったと考えたようだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元代表取締役も不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事

業主が資格喪失日を昭和 47 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年8月1日まで

私は、昭和36年8月1日にA社(現在は、B社)へ入社し、平成13年6月23日まで継続勤務していたが、国の記録では40年1月1日から同年8月1日の間、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された被保険者台帳、C健康保険組合から提出された健康保険加入期間証明書及び申立人の雇用保険加入記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務(同社本社から同社D営業所に異動)していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和40年1月1日と記録されているものの、申立期間に係る申立人の被保険者原票2枚に記載されている喪失年月日の表示はどちらも不明瞭であり、かつ、同年10月1日付けの月額算定記録が記載された上で取り消されていることから判断すると、事業主から申立人に係る算定基礎届の提出があったと考えられ、事業主が申立人の資格喪失日を同年1月1日と届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A社における昭和39年12月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月2日から同年11月1日まで
昭和25年4月1日に入社し、平成6年6月4日に退職するまでA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社C支店から同社本店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1425

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち、昭和25年4月から同年9月の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年3月1日まで
② 昭和25年3月31日から同年10月31日

A丸には昭和23年4月から2年間乗船していたにもかかわらず、年金事務所の記録では1年しか記録が無い。また、同船を下船してその日のうちにB丸に乗船した。船員手帳にも記録があるので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和25年4月20日から同年10月26日までは、申立人の所持する船員手帳により、申立人がB丸に甲板員として雇用されていたことが確認できるところ、当該船舶所有者の船員保険被保険者名簿において、生年月日が一部相違するが、申立人と氏名の読みが同じである基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録(資格取得日は昭和25年4月1日、資格喪失日は同年10月31日)が確認できる。

また、申立期間②においてB丸に乗船していた同僚からは、「申立人と同じ姓の甲板員は一人しかいなかった。」旨の供述が得られている上、船員手帳に記載された雇入れ及び雇止め年月日と当該船員保険被保険者記録とは、ほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年4月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失した旨の届出を

社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の記録から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和25年3月31日については、申立人が所持している船員手帳に記録が無く、同日に係る申立人の勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、申立人は、A丸に乗船していたと申し立てており、申立人の所持する船員手帳により、当該期間のうち、昭和23年12月17日以降については同船に甲板員として雇用されていたことは確認できる。

また、船舶所有者名簿によると、A丸の船舶所有者であるC（現在は、D社）の船員保険適用年月日は、昭和23年9月1日であり、それ以前については船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、船舶所有者Cの船員保険被保険者名簿において、申立期間①に被保険者となっていることが確認できる同僚15人については連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできない上、申立人が同じ日に乗船したとする同僚については申立人と同日の昭和24年3月1日に資格取得していることが、当該船員保険被保険者名簿で確認できる。

加えて、申立人の申立期間①に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、及び申立期間②のうち昭和25年3月31日に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年5月2日まで

私は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金事務所の記録では厚生年金保険の被保険者記録には1か月の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人がA社本社で研修があった後にC工場に異動したとしていることから、同社本社での資格喪失日を同社C工場の資格取得日である昭和37年5月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年3月の社会保険事務所(当時)の記録及びB社から提出された賃金台帳から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は15万2,000円、19年12月28日は13万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。賞与明細書によれば、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月、19年12月の賞与明細書及び事業所から提出された18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は15万2,000円、申立期間②は13万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1428

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は20万9,000円、19年12月28日は20万4,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。平成18年12月、19年12月の賞与額は22万円であり、厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された平成18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万9,000円、申立期間②は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1429

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は14万2,000円、19年12月28日は12万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。平成18年12月、19年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された平成18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は20万9,000円、19年12月28日は20万4,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。賞与明細書によれば、平成18年12月、19年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されている。申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月、19年12月の賞与明細書及び事業所から提出された18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万9,000円、申立期間②は20万4,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は35万2,000円、19年12月28日は32万5,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。賞与明細書によれば、平成18年12月、19年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されている。申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月、19年12月の賞与明細書及び事業所から提出された18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万2,000円、申立期間②は32万5,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額を平成18年12月28日は37万1,000円、19年12月28日は33万4,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月28日
② 平成19年12月28日

申立期間①及び②について、ねんきん特別便を確認したところ、賞与の記録が無い。賞与明細書によれば、平成18年12月、19年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されている。申立期間①及び②における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年12月賞与明細書及び事業所から提出された18年、19年給料台帳により、申立人は申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び当該事業所から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は37万1,000円、申立期間②は33万4,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）へ申立期間に係る賞与支払届の提出を忘れていた。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年3月まで

私の国民年金保険料については、母親から生前、納付する時期が遅れたが、遡って納付したと聞いていた。昭和47年分と48年分の確定申告書の控えの社会保険料控除欄には、両親と私の3人分の合計額より多い国民年金保険料額が記載されている。母親は、集金に来ていた婦人会の人に保険料を渡しており、領収書は後日受け取ったと聞いているが、資料は残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃行われたものと考えられるところ、その時点で、申立期間の国民年金保険料については、第2回特例納付及び過年度納付等により遡及納付することが可能であるが、申立人が所持する50年分の収支状況等を記録したメモに記載されている国民年金保険料支払額は、記録上納付済みとなっている、申立人の両親の50年1月から同年12月までの期間並びに申立人及び申立人の妻の同年4月から同年12月までの期間に係る現年度保険料額の合計と一致しており、申立人が同年に保険料を遡及納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和47年分及び48年分の確定申告書控えに、申立人及びその両親の3人分の国民年金保険料を現年度納付した場合の合計額よりも多い金額が、国民年金保険料支払額として記載されているとしているが、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は50年4月に行われたものと考えられ

ることから、加入手続を行わずに保険料を納付することは不自然であり、通常考え難い上、申立人の両親に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人の両親は共に、47年12月から48年3月にかけて、第1回特例納付及び過年度納付により、43年4月から47年12月までの保険料を遡及納付していること、並びに48年1月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認できるが、当該確定申告書控えに記載されている国民年金保険料支払額は、いずれも、申立人の両親のこれらの納付に係る保険料額の合計とほぼ一致しているか、それより低い金額となっており、申立期間に係る保険料が当該支払額に計上されていることも考え難い。

加えて、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から59年2月までの期間及び60年8月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から59年2月まで
② 昭和60年8月から61年6月まで

昭和54年にA県からB市に戻り、何度か国民年金保険料を納付したと思っている。また、57年3月に結婚し、結婚当初は国民年金に加入し保険料を納付していたので、申立期間①が全て未納ということは考えられない。

昭和60年12月に近隣の火事の影響で国民年金保険料の支払いができず、市役所で相談をして61年7月から免除が認められた。それまで納付していなければ、免除制度を知らなかったと思うので、申立期間②についても納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続、申立期間①及び②に挟まれている厚生年金保険加入期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付方法についての具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①のうち昭和55年9月23日まではA県に住民登録を有していることから、当該期間について、B市において国民年金に加入することはできず、申立内容に不合理な点もみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権により払い出されており、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年4月以降に払い出されたものとみられるが、その時点では、申立期間①の大部分は

時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の名前の読み方や漢字を変えるなどして調査しても、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（申立期間①当時は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 7 月から 18 年 7 月 20 日まで
② 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 11 月まで

申立期間①について、徴用で昭和 17 年 7 月から A 社 B 工場で旋盤工として働き、航空機のプロペラ部品を作っていた。また、申立期間②については、20 年 4 月に徴兵され、終戦で同年 10 月に復員したが、同社の解雇通知は同年 11 月となっているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社本社に照会したところ、「勤務期間については、在職期間の確認ができないため不明であり、厚生年金保険の資格取得・喪失の届出及び保険料の納付については、資料の保存年限が経過しており、破棄していることからこれについても不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、申立人が徴用で A 社 B 工場と一緒に入社したと記憶している複数の同僚の資格取得日は、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 18 年 7 月 20 日であることが確認できる上、そのうちの同僚の一人は、「昭和 18 年 7 月初めに訓練を受けて、同年 8 月初め頃に A 社 B 工場に入社した。私自身の年金記録は間違っていない。」と供述している。

さらに、A 社 B 工場の労働者年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 18 年 7 月 20 日に初めて

労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は昭和 20 年 10 月に復員、解雇通知は同年 11 月だったと供述しているものの、C 県から提出のあった履歴書によると、同年 9 月 23 日帰休除隊と記録されており、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく応召期間中に厚生年金保険料が免除される期間は、申立期間である同年 9 月 30 日以前である。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、A 社 B 工場における資格喪失日は昭和 20 年 9 月 30 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日まで
厚生年金保険被保険者証によると、資格取得年月日が昭和 19 年 6 月 1 日となっているから、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証、厚生年金保険被保険者台帳及びA県が発行した軍歴証明書から、申立人がB社において、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 20 日に資格を喪失していること、及び同年 9 月 27 日に陸軍に入営し、21 年 7 月 8 日に復員していることが確認できる。

しかし、申立人は、「技術社員として入社し、鉱石の分析をしていた。」と供述している上、上記申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）の施行（労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月施行）の制度改正）により被保険者の適用範囲が拡大され新たに厚生年金保険被保険者の対象となったことを表す「改」表示が押印されている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載され、被保険者台帳に申立人と同様に「改」表示が押印されている二人の同僚のオンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、上記適用範囲の拡大に伴う厚生年金保険料の徴収は、厚生年金保険法附則第 1 条及び第 3 条の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から開始されており、申立期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間として算入されないこととなっており、厚生年金

保険の適用範囲拡大に伴う準備期間である。

加えて、厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されているが、その対象者は免除期間の前より引き続き厚生年金保険の被保険者であることが必要であり、申立人は、B社を 19 年 9 月 20 日に資格喪失し、その後陸軍に入営していることから、上記規定により、申立期間のうち、同年 10 月 1 日から 20 年 8 月 20 日までの期間については被保険者期間として算入されない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 34 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 33 年 6 月から A 社（現在は、B 社）に臨時職員として雇用され、C 事業所、D 事業所で産休を取得する職員の代替職員として 1 回に約 3 か月の単位で数回勤務をしていた。当時はアルバイトのような勤務だったが、厚生年金保険には加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社の厚生年金保険被保険者であった同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「私は、昭和 33 年 4 月頃に臨時職員で入り、1 年から 2 年ぐらい見習期間があった。」と供述していることから、申立期間当時、A 社においては必ずしも採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人が記憶している同僚について被保険者記録を確認したところ、3 人全員が申立期間において厚生年金保険被保険者ではない上、そのうち 2 人は、申立期間当時、E 共済組合の組合員であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B 社に照会したところ、不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

一方、B 社は、「D 事業所について、当社が運営する事業所でない。」と回答している上、申立人も D 事業所は公立だった旨供述していることから、F 市役所に照会したところ、「資料が無いため不明。」との回答があり、申

立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、F市役所は、昭和61年6月1日にG市役所として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月 1 日から 28 年 8 月 21 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務しており、当時の総務担当者にも同社で厚生年金保険に加入させていたと聞いている。
申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社へ照会したところ、「当時の資料等は保存していないため、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を納付していたかは不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社の当時の総務担当者に照会したところ、「当社での見習期間は3か月ほどあり、その後、社会保険に加入させていた。」と供述しており、申立人と同時期に入社したとする同僚の被保険者記録は昭和 28 年 12 月からとなっていることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 27 年 1 月 1 日資格取得）から*番（昭和 28 年 12 月 10 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から同年12月頃まで

私は昭和21年9月頃、兄の知人の紹介でA社（現在は、B社）に入社した。約1か月の見習期間を経て、C駅に配属され、構内踏切の遮断機を上げ下げする仕事をしていた。勤務していたのは事実であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、同社における同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶していない。

また、上記同僚のうち、昭和21年6月3日入社と記憶する複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも同年9月1日に資格取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社の事務を代行しているD社に照会したところ、「勤務期間及び厚生年金保険の被保険者期間に関する資料は無いため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。